

生徒心得

1 基本姿勢

- (1) 校訓に掲げる人間性と社会性の確立をめざし、常に自己の発展向上にこころがける。
- (2) 集団の一員としての自覚を持ち、よき校風の樹立に努める。
- (3) 礼節を重んじ、責任ある行動・態度をとるようこころがける。

2 学校生活

- (1) 学業を本分としながら学校行事や部活動等にも積極的に参加し、充実した学校生活となるよう努める。
- (2) 始業5分前までに教室に着席できるよう、余裕をもって登校する。
- (3) 最終下校時間は18時半とする。
- (4) 欠席または遅刻する場合は、保護者を通じて学校に連絡する。
- (5) 始業から放課後まで途中外出しない。事情がある場合は、ホーム担任の許可を得る。
- (6) 体調不良等で早退する場合は、保健室担当教諭またはホーム担任の許可を得る。
- (7) 部活動等で対外活動に参加するときは、公認欠席・公認欠課の手続きをとる。
- (8) 欠席・欠課・遅刻・早退・外出・公認欠席・公認欠課・忌引の際は所定の「諸届用紙」に記入の上、ホーム担任または関係教諭に提出し必要な手続きをとる。
- (9) 危険物はもとより、学校生活に必要なものは持ってこない。(携帯電話は電源を切りロッカーにしまっておく)
- (10) 金銭・物品を遺失または拾得したときは、直ちに届け出る。

3 校舎・校具

- (1) 校舎および校具・備品などの公共物は大切に扱う。
- (2) 万一破損した場合は、直ちにホーム担任および事務室へ届け出て指示を受ける。
- (3) 学校の生活環境が常に良好であるよう、清潔・安全にこころがけるとともに、清掃は協力しあって行い、用具の整頓に留意する。

4 校外生活と交友

- (1) 校外生活においては、社会法規や公衆道徳を守り、本校生徒としての誇りを汚すことのないようこころがける。
- (2) 喫煙・飲酒・窃盗・万引き・暴力等の行為はしない。
- (3) 22時以降の外出は慎むこと。また無断外泊は禁止する。
- (4) 高校生の出入りがふさわしくない場所への立ち入りを禁止する。
- (5) 交友関係は、お互いを尊重しあい高めあうものとなるよう留意する。他人を不快にさせたり迷惑をかけたりする言動は慎むこと。
- (6) アルバイトは原則、休業中のみ行うこととし、必ず「許可願」を提出し許可を得る。その際、学業成績・素行・勤務先・時間帯等が条件となるので留意する。
- (7) 特別な事情があり休業中以外もアルバイトを希望する場合は、保護者を通じてホーム担任に相談する。
- (8) 3年次生で就職先が内定、進学先が決定した者は、冬季休業からアルバイトを認める。その際、学業成績・素行・勤務先・時間帯等が条件となるので留意する。
- (9) 休業中の生活心得や諸行事の実施については、別に定める「休業中の生徒心得」「休業中の諸行事規程」に従う。

5 交通安全

- (1) 交通法規・交通道徳を守り、事故のないようこころがける。
- (2) 自転車通学の際はマナーを守り、並列進行・二人乗り・傘さし運転・携帯電話等を使用しての運転、イヤホン等を使用しての運転・夜間の無灯火運転等は厳に慎む。
- (3) 自転車を利用する際は常にヘルメット着用を心がけること。
- (4) 通学に利用する自転車はしっかり整備されたものを用い、指定の登録番号付きステッカーをはる。
- (5) 原付免許・自動二輪免許は取得しない。無免許運転はもちろんのこと、友人間の相乗りなども厳に慎む。
- (6) 卒業予定者の自動車免許等の取得については、別に定める「自動車免許等取得規定」に従う。

6 服装容儀

- ① 冬服：白カッターシャツ、ブラウスに、指定のブレザーを着用する。
- ② 合服：白カッターシャツ・ブラウスまたは指定の半袖ポロシャツを着用する。

- ③ 夏服：指定のポロシャツを着用する。
- ④ スラックス：冬服用、合・夏服用の指定のものを、季節に応じて着用する。
- ⑤ スカート：冬服用、合・夏服用の指定のものを、季節に応じて着用する。長さは膝頭の中心とする。
- ⑥ セーター：指定のセーターを、年間通して着用しても良い。
- ⑦ ベスト：指定のベストを、年間通して着用しても良い。
- ⑧ ネクタイ：冬服及び合服（白カッターシャツ着用）時は、常時、指定のネクタイを着用する。
- ⑨ リボン：冬服及び合服（指定ブラウス着用）時は、常時、指定のリボンを着用する。
- ⑩ ソックス：華美にならないようこころがける。
- ⑪ タイツ：着用するときは、華美にならないようこころがける。
- ⑫ 制服：登校や対外試合等参加の際は上記の制服を着用し、身だしなみに留意する。
- ⑬ 防寒着：冬服に着用するコートやセーター等は、華美にならないようこころがける。
- ⑭ 頭髮：勉学や運動に支障がなく、清潔感のあるさっぱりとした髪型とする。着色・脱色・パーマ・カール等は、厳に慎む。
- ⑮ 装飾品等：ピアス・ネックレス・指輪・化粧品・マニキュア等、学校生活に必要なものは用いない。
- ⑯ 履物：上履きは指定のサンダルを用いる。
- ⑰ 靴：通学用靴は教材・運動着等の入る、高校生にふさわしいものを用いる。
- ⑱ 衣替え：天候により前後することもあるが、下記の期間をめどとする。
 - 夏服 6月中旬～9月中旬
 - 合服 5月中旬～6月中旬
 - 9月中旬～10月中旬
 - 冬服 10月中旬～5月中旬
- ⑲ 異装願：やむを得ない理由で定められた服装と異なる場合は、ホーム担任を通じて生徒指導課に「異装願」を提出し許可を得る。

7 成人

- (1) 成年年齢（18歳）に達した者は、社会的資質や行動力を高め、成人としての自覚と責任感を持って行動すること。
- (2) 成年年齢（18歳）に達した者は、様々な契約・資格取得に際しては、保護者等と相談したうえで慎重に行うこと。

8 選挙運動・政治活動

- (1) 満18歳以上の生徒には、選挙運動と政治活動が認められる。
- (2) 満18歳未満の生徒には、選挙運動を除く政治活動は認められる。
- (3) 学校内における選挙運動、政治活動について
 - ・授業や部活動等においては禁止
 - ・放課後や休日等において行う場合は制限または禁止
- (4) 校外における選挙運動、政治活動について
 - ・家庭の理解のもと自ら判断して行うこと
 - ・違法なものや圧力によるものには参加しない
- (5) 学業や生活などに支障があると認められる場合は、改善を求める指導を行う。

II 特別指導に関する規程

- 1 生徒に特に指導を要する問題行動があった場合は、反省を求めるとともに、健全な生き方をするための自己変革を促すことを目的とした特別指導を行う。
- 2 特別指導を要する問題行動については、「特別指導措置基準」として別に定める。